

関市信用保証料補給のご案内

関市商工課（☎0575-23-6752）

関市信用保証料補給の申請は、以下の要件・提出書類を確認して商工課までお申し込みください。

《対象者》

- 市内に店舗、工場又は事業所を有していること。
- 市税を完納していること。

《申請期限等》

- 融資を受けた日から3ヶ月以内であること。
- 同じ区分の融資では、今年度初めての申請であること。
※次の区分ごとに1年度1事業者につき1回限り。
- 過去に同じ区分の融資で補給がある場合、その借入日から1年以上経過後に借入れた融資であること。

《対象融資制度および補給額》

区分	対象融資名（資金名）	資金用途	補給額	備考
1	・岐阜県中小企業資金融資のうち 小規模企業資金	運転資金	信用保証料率 1% 以内の額	・設備資金と併用の場合は融資額の案分 によって保証料を補給
2	・岐阜県中小企業資金融資のうち 元気企業育成資金	運転資金	対象融資 1,000 万円 までの信用保証料額 のうち信用保証料率 1%以内の額	・対象融資額が 1,000 万円を超える場 合、および設備資金と併用の場合は融 資額の案分によって保証料を補給
3	・岐阜県中小企業資金融資のうち 災害対策資金であって市長が 必要と認めるもの	運転資金	対象融資 2,000 万円 までの信用保証料額 のうち信用保証料率 1%以内の額	・対象融資額が 2,000 万円を超える場 合、および設備資金と併用の場合は融 資額の案分によって保証料を補給
4	・区分 1～3 に掲げる資金以外の岐 阜県中小企業資金融資	運転資金	対象融資 500 万円ま での信用保証料額の うち信用保証料率 1%以内の額	・対象融資額が 500 万円を超える場合、 および設備資金と併用の場合は融資額 の案分によって保証料を補給

《提出書類》

- 信用保証料補給申請書（市 HP に様式有）
- 信用保証料払込証明（市 HP に様式有）
- 信用保証料補給請求書（市 HP に様式有）
- 納税証明書（**完納証明書**、税務課の証明、有料）
- 信用保証書の写し（融資を受けた金融機関から受領）
- 【個人】市内に店舗等のあることがわかる書類（**個人事業主全員**）
【法人】営業証明書（**市外に本店がある法人のみ**、税務課の証明、有料）